

日本共産党の大名美恵子です。

請願第 28-1「東海第二発電所の安全審査を早急に行うことを国に求める請願」の採決にあたり、反対の立場から討論を行います。

請願書は、「九州電力川内原発 1 号機および 2 号機が、地元の了解を得て再稼働し現在も安全に運転を継続している」と述べています。

九州電力は、川内原発の重大事故時の拠点施設「免震重要棟」建設を前提に川内原発を再稼働させました。しかし規制委員会の審査後、「免震重要棟」建設を撤回し、現在ある代替緊急時対策所と新たな耐震支援棟に置き換えるとし、原子力規制委員会から「理由が不明確だ」と批判を受けましたが九電は、同等の安全性が確保できるとして方針は変えない方向です。九電のこの対応は、適合性審査の意義を真摯に捉えない傲慢さが伺えます。電力会社のこうした姿勢は、福島第 1 原発事故に学んでいるとは考えられず、新たな事故を起こしかねないと不信を大きくします。

加えて、昨年 8 月 25 日付朝日新聞発表によれば、川内原発の再稼働に対する全国世論調査の結果は、再稼働して「良かった」は、30%、「良くなかった」が 49%以上となっており、再稼働に地元の了解を得ているといいながら、住民の意思が反映されているとは言えないものです。

次に、同じく、「関西電力株式会社高浜発電所 3 号機は、地元の了解を得て再稼働し現在も安全に運転を継続している」と述べています。請願提出時とのタイムラグがあったとは思いますが、現実と大きく違ってきます。

高浜原発 3、4 号機は、2015 年 2 月 12 日、適合性審査の結果、「基準を満たしている」とされたものですが、4 号機が再稼働準備中の 2 月 20 日、放射性物質を含む水漏れ、29 日には原因不明の原子炉自動停止となりました。そして今年 3 月 9 日 大津地裁が高浜原発 3・4 号機の運転差止めの仮処分決定を出され、稼働中の 3 号機も 10 日から運転停止となっています。

これらは、適合性審査の終了が安全確保を意味するものではないこと、地元了解を経て再稼働という手続きも、十分な議論が必要とされていることが証明されたと言えます。審査を早めることは、事故の引き金となりかねないと言わざるを得ません。

さらに、請願は、「原子力規制委員会の審査の遅延等により、プラントの安全性が確認されていないため、村内経済の多くの業種で売り上げが減少し、経営が大変厳しくなっ

ている」、「請願者としては、震災以前のように、定検や補修作業による仕事の確保、流入人口の増大による宿泊者増などで収益拡大を図りたいと考えている、強いてはそうなることが東海村の発展に結びつく」と結論づけています。結局は、村内商工業の振興を、原発に大きく依存してすすめようとしている請願です。

再稼働に頼る村づくりを進めることは、使用済み核燃料の増大など、行き場のない放射性廃棄物の問題ほか、過酷事故は当然想定され、福島原発事故から何も学べないまま同じことが繰り返されることとなります。

東海第二原発は、福島第 1 原発と同型のBWRです。福島原発の過酷事故の解明が進んでいない中で、今年 11 月で稼働 38 年を迎える老朽原発です。この東海第二原発の審査を慎重に進める規制委員会に、村議会が「審査を急げ」と求めることが適切かどうか大きな疑問を抱かざるを得ません。

今、本村の地域経済の発展、および村の財源確保とまちづくりは、東海第二原発を中心とする原子力に依存する方向性はキツパリ改め、原発に依存しない「村づくり」「商工業の振興」に、直ちに踏み切る時ではないでしょうか。

村も、議会も、商工業者もこの観点で力を合わせるこそ重要と考えます。

以上述べまして、本請願に反対する討論といたします。